

広域援農ボランティア受入農家登録における確認事項

I 事業の概要

(事業の概要)

- 1 農業者の高齢化や後継者の不足等による農地の遊休化・低利用化の防止を図るため、東京都より委託を受けた公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が東京都内の農業者に対して区市町村の枠を越えた広域の農作業ボランティア（以下、「広域援農ボランティア」もしくは「ボランティア」という。）を派遣します。

II 受入農家登録に係る事項

(受入農家登録条件)

- 2 受入農家として登録できるのは、次の（１）～（５）の全ての条件を満たす方です。
 - （１）東京都内で農業を営む者で、援農ボランティアの支援を必要としていること（ボランティアに農作業の指導を行う者の個人名で登録する）。
 - （２）広域援農ボランティアに農作業の指導を行い、ボランティアが安全に農作業に取り組む機会を提供できること。
 - （３）「とうきょう援農ボランティア」サイトの受入農家会員登録申込みフォームから、会員登録後は農家向け募集フォームから広域援農ボランティア事務局（以下、「事務局」という。）あて必要事項を送信できること。
 - （４）ボランティア・事務局と、電子メール及び電話で連絡がとれること。
 - （５）本紙「広域援農ボランティア受入農家登録における確認事項」の内容について承諾できること。

(登録・派遣にかかる費用)

- 3 受入農家への登録・広域援農ボランティアの派遣に、事務手数料はかかりません。ただし、農作業に必要な資材等は受入農家が準備します。

(連絡調整)

- 4 ボランティア・事務局との連絡調整には主に電子メールを使用します（急ぎの時は電話も使用します）。事務局・ボランティアからの電話・メールの着信に対してはご返信をお願いいたします（「了解」など簡単な返信で構いません、毎日メールの確認をお願いします）。

(依頼できる作業)

- 5 ボランティアにお願いできる作業は、畑・ビニールハウス等における農作業（栽培管理など）や、農作物の出荷調整の手伝いに限ります。

また、受入農家がボランティアに作業内容を指導し、一緒に農作業を行うことを原則とします。

納屋・倉庫や家の片付け、掃除・洗濯、農業関連設備・機械器具の清掃（ただし、ボランティア本人が農作業で使用した機械器具の後片付けとしての清掃・お手入れは除く）、農作物の販売はお断りしております。また、参加者の経験・能力により困難と思われる作業は、ボランティアにお願いしないでください。判断に迷う場合は事前に事務局にお問合せください。

（派遣できる場所）

- 6 広域援農ボランティアを派遣する場所は、受入農家が経営する都内農地に限ります。それ以外の場所に引率することはご遠慮ください。

（受入農家登録申込み）

- 7 広域援農ボランティア受入農家登録を希望する場合は、「とうきょう援農ボランティア」サイト (<https://agrivolunteer-tokyo.jp>) の農家会員登録申込みフォームから下記の事項を送信し、受入農家登録申込みをします。

- (1) 氏名（ふりがな）
- (2) 事務局・ボランティアとの連絡に使用するメールアドレス
- (3) 郵便番号・住所
- (4) 自宅電話番号
- (5) 携帯電話番号
- (6) 経営種別（野菜・花き・果樹・植木など）
- (7) 広域援農ボランティアの派遣を予定している農地の所在地
- (8) 最寄りの駅名
- (9) バス停留所名
- (10) 自由記入（事前に財団に伝えておきたいことなど）

※注1 (1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)は申出必須、(4)(9)(10)は申出任意です。

※注2 登録するメールアドレスは携帯電話（スマートフォン等）のメールアドレスをお勧めします（雨天中止など緊急連絡に使用するため）。

※注3 事務局にて登録申込情報を受信後、1週間以内に申込者あてご連絡いたします。1週間を過ぎても連絡がない場合は、事務局までお問合せください。

※注4 登録申込みに係る申出事項に不備・不足がある場合は受付できません。

（事務局における現地訪問と事前説明）

- 8 事務局で登録申込みを受付後、事務局は申込み農家を訪問し、本紙「広域援農ボランティア受入農家登録における確認事項」について説明します。

(事務局における受入農家の登録)

- 9 前項における事前説明で、本紙「広域援農ボランティア受入農家登録における確認事項」についてご承諾頂いた場合、事務局は受入農家への登録を通知します。登録の通知を受けた場合は、すみやかに事務局の定める様式により承諾書を提出してください(承諾書の提出をもって登録の完了となります)。

Ⅲ ボランティア参加者募集依頼に係る事項

- 10 事務局への募集依頼は原則として「とうきょう援農ボランティア」サイトの農家向け募集フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

※必要事項は、ボランティアの受入を希望する日付と時間・作業内容・持ち物などです。

※受入れ可能な日時のみを募集してください。

- 11 受け入れ希望日の2週間前までに募集をご依頼いただけると、ゆとりをもってボランティアを募集することができます。(募集及び連絡調整に時間が足りない場合は、募集を見送らせていただきます。)

- 12 募集した日時に対する参加申し込みがあった場合、原則、農家の都合を確認することなく受入を確定し、受入農家および参加申込者に参加確定を通知します。

※注1 募集した日時は広域援農ボランティアの受入れを優先してください。

※注2 やむを得ない事情により受入れができなくなった場合は、農家より直接、ボランティア参加予定者にキャンセルの旨、通知してください。

- 13 援農参加者募集情報は「とうきょう援農ボランティア」サイトに掲載します。

※1 事務局は、広域援農ボランティア会員にメールで募集情報の更新を通知します(軽微な変更の更新は除く)。

※2 受入農家側から特定のボランティアを指定して募集することはできません。

- 14 援農参加者募集情報の掲載は、ボランティアの派遣を確約するものではありません(参加者が集まらない場合もあります。)

Ⅳ ボランティア参加者受入に係る事項

(参加者の確定・通知)

- 15 事務局は参加確定となったボランティアに、農家の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他参加に必要な事項を通知します。また、受入農家には、参加確定ボランティアの氏名、住所地、性別(任意)、電話番号、メールアドレスを通知します(参加者がいない場合、受入農家への連絡はいたしません)。

(ボランティアの受入)

- 16 参加申込みがあったボランティアを、性別や年齢、住所地を理由に断ることはできません。(特に体力を必要とする力仕事などを予定している場合は、募集依頼時に作業内容詳細をお知らせください。募集時に明記します。)

なお、ボランティアの登録条件は下記のとおりです。

【ボランティア登録条件】

次の(1)～(7)全ての条件を満たす個人(団体は不可)。

- (1) 農家の指導に従って農作業のお手伝いができること(経験不問)。
- (2) 無償で援農活動に参加できること。
(交通費、作業被服、飲み物、弁当等、全て自己負担)
- (3) 「とうきょう援農ボランティア」サイトからボランティア会員登録し、会員登録後はログイン・参加申込みができること。
- (4) 電子メールで、財団の広域援農ボランティア事務局・農家と連絡がとれること。
- (5) 高校生以上であること(満15歳に達した日以後最初の4月1日が経過した方)。※年齢上限はありませんが、屋外で農作業ができる体力は必要です。
- (6) ボランティア活動に理解があり、受入農家・他のボランティアに迷惑をかける等、基本的マナーが守れること。
- (7) 「広域援農ボランティア登録における確認事項」の内容について承諾できる方。

(参加者確定後のキャンセル)

- 17 雨による中止など、参加者の確定後に受入れをキャンセルする場合は、原則、農家から下記の連絡期限までに、直接ボランティアにご連絡ください。

【中止の連絡期限】

午前始まりの場合→前日の19:00まで

午後始まりの場合→当日の10:00まで

※参加者のためにも、受入中止が決定した時点で速やかにご連絡ください。

(ボランティア単独作業の禁止)

- 18 当日は、ボランティアと異なる作業をする場合でも、お互い声が掛けられる場所、見える場所で作業をしてください。
(畑・ハウスで倒れることも想定し、1人きりでの作業とならないようにご配慮ください。)

(著しいマナー違反等、受入に支障があるボランティアへの対処)

- 19 著しいマナー違反等、問題があるボランティアがいた場合には、事務局が対処しますのでご連絡ください。

(事業の目的外利用禁止)

20 本事業は、農作業を支援する援農ボランティアの派遣です。それ以外の目的にボランティアを派遣することはできません。

V その他の事項

(ボランティア保険)

21 広域援農ボランティアは、財団の保険料負担でボランティア保険に加入しております。

受入中(往路、復路を含む)にボランティアが医師による診察・治療を要する怪我をした場合は、すみやかに医療機関を受診するようご案内ください(診察料等費用はボランティア本人が支払い(健康保険証使用可)、領収書を保管した上で怪我についてすみやかに事務局へご連絡くださるようお願いください。

また、ボランティアの受入中に、ボランティアに賠償責任が発生するような事故(対人・対物)が起きた場合も、事務局にご連絡ください。

保険会社によりボランティア保険の支払対象と認定された場合は、保険会社所定の保険金が支払われます。

なお、事務局の連絡調整によらない援農ボランティア活動は、原則、財団の加入している保険の対象とはなりません。

(写真の撮影・記事の利用)

22 広域援農ボランティアPRのため、財団のHP及び「とうきょう援農ボランティア」サイト、パンフレット等に広域援農ボランティアの活動状況を掲載することがあります。活動状況の写真撮影・掲載にご協力をお願いいたします。

なお、顔写真、農地の所在地の特定につながる写真の掲載にあたっては、当事者に事前に許可をとるものとします。

ただし、委託者(東京都)への報告、財団内での記録用など、外部に公表しないものは例外とし、許可なく使用いたします。

(広域援農ボランティア育成への協力)

23 財団が広域援農ボランティアに対して実施する研修において、講師として指導にあたって頂くこと、また、場所の提供をお願いすることがあります。広域援農ボランティア育成にご協力をお願い致します。なお、研修の講師謝金等は財団所定により支払います。

(活動状況確認)

24 事務局や事業の委託者である東京都が、援農ボランティアの受入に立ち会うこと、活動状況について問合せをすることがあります。

(受入農家登録の取消)

25 事務局は、受入農家が次項のいずれかに該当する場合は受入農家としての登録を取消します。

- (1) 登録取消の申し出があったとき。
- (2) 受入農家登録条件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) メール、電話等の返信がなく、事務局・ボランティアとの連絡調整に支障があるとき。
- (4) 事業の目的から逸脱して広域ボランティアを利用していると事務局が判断したとき。
- (5) ボランティア参加者に迷惑行為を行うなど、著しいマナー違反と事務局が判断したとき。
- (6) 事務局が登録の取消を必要・妥当と判断したとき。

(受入農家登録の取消・内容変更)

26 登録の取り消しを希望するとき、登録内容に変更があったときは、速やかに事務局に電子メールにより申し出てください。

(個人情報目的外利用の禁止・個人情報の取り扱いについて)

27 広域援農ボランティアの受入を通して知り得た個人情報は、広域援農ボランティアの派遣に係る連絡調整以外には使用しないでください。

個人情報の取り扱いに注意し、広域援農ボランティアの利用中、利用をやめた後に関わらず、第三者に漏らすことのないようにしてください。

(ボランティア証明書等発行)

28 広域援農ボランティアからボランティア証明書などの発行を依頼される場合があります。原則、事務局にて対応しますが、証明書に受入農家として氏名・住所等を記載することがあります(ボランティア受入先として、受入農家自らが証明書を発行しても構いません)。

(ボランティア受入の心得)

29 広域援農ボランティアは無償で、交通費も自己負担で参加します。そのため、アルバイト・パートのような確実な労働力とは異なります(参加者が集まらないこともあります)。

また、1回だけ参加の方、継続して参加して下さる方、様々なボランティアがいます。

しかし、みなさん農作業を手伝いたいという気持ちで参加していますので、受入農家も温かい気持ちで迎えてください。

※当事業は、都市農業の理解促進のため、また一般の方に広く援農の機会を設けるため、ボランティアの継続参加はもちろんのこと、単発(1回だけ)の参加も歓迎しています。

(事業の変更・中止について)

30 広域援農ボランティア派遣(およびその派遣方法)は、事業実施状況または東京都からの委託契約の内容によって、変更・中止となる場合があります。

(財団における個人情報の取扱いについて)

31 受入農家の登録等、本事業において財団が取得した個人情報は、当該事業の事務連絡や運営管理、各種事業案内やアンケート調査依頼に使用します。

第三者への提供は原則として行いませんが、事業報告等で行政機関に提供する場合があります。

また、個人情報は当財団の「個人情報保護要綱」に基づき管理しています。

(問合せ先)

32 ご不明な点につきましては、下記担当までお問合せください。

公益財団法人東京都農林水産振興財団
農業振興課 広域援農ボランティア事務局
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
TEL : 042-528-1357 FAX : 042-522-5398
Eメール : supporter@tdfaff.com